

## 野田博先生 名誉教授称号授与記念

### 献辞

野田博先生は、昭和56年3月に中央大学法学部法律学科を卒業されたのち、一橋大学大学院法学研究科修士課程に入学され、昭和58年3月に同課程を修了、同年4月に同博士後期課程に進学して、昭和61年3月に同大学院博士後期課程にて単位修得されました。そして、博士課程修了後、小樽商科大学短期大学部講師、同大学助教授、小樽商科大学商学部助教授を経て、平成4年10月に一橋大学法学部助教授として着任されました。平成9年12月には同大学教授に就任され（平成10年5月に大学院法学研究科教授に配置換え）、以来、通算23年余りの長きにわたり、本学の教育研究のために尽力されてこられました。

先生は、法学部、大学院法学研究科において、会社法、企業判例総合分析などの数多くの講義を担当されるとともに、ご着任直後からゼミナールを通じて多数の学生を指導されました。現在もなお、先生の柔和なお人柄を慕う卒業生達の強固なネットワークが築かれております。また、先生は、法科大学院においても、会社法演習Ⅰ、発展ゼミ（商法）などの講義を担当されました。先生の丁寧な御指導を受けて育った数多くの法曹・企業人・研究者等は、幅広く国内外の各方面において活躍しています。

先生は、学内行政においても、教育研究評議会評議員などの要職を歴任され、法学研究科のみならず、一橋大学全体の発展のため、大いに貢献されました。

研究面では、会社法及び金融商品取引法（証券取引法）を中心に多数の業績を公表されました。先生の研究アプローチは、取締役の信認義務や企業結合法制等に関する現行法の精緻な解釈論から、コーポレート・ガバナンス、CSR等に係る会社法規範のあり方や社会規範との関係の理論的・俯瞰的考察に至るまで幅広く、いずれの研究についても学界および企業実務の現場から高い評価を得てこられました。特に、会社法の自由化・弾力化が進む中での法の役割とその限界を考察された「エンロン後における取締役の信認義務論議の一面面——とくに取締役の責任免除規定との関係での展開を中心として——」（一橋法学3巻2号（平成

16年) 417頁) 及び「コーポレート・ガバナンスにおける法と社会規範についての一考察」(ソフトロー研究1号(平成17年)105頁)により、平成18年1月、公益信託大隅法学研究奨励基金・第10回大隅健一郎賞を受賞されています。また、『『遵守せよ、さもなければ説明せよ』原則の考え方と現実との乖離をめぐる一考察——英国の「コーポレート・ガバナンスについての統合規範」を主な対象として——」(ソフトロー研究8号(平成19年)1頁)は、日本においては未だ定着していなかったコンプライ・オア・エクスプレイン(comply or explain)の考え方とその問題点を一早く紹介・分析された先駆的研究で、その後の日本におけるステュワードシップ・コードやコーポレートガバナンス・コード導入の理論的礎となりました。先生のご研究はいずれも、現代企業法実務の課題に接しつつも、規範としての法の本質を追究する堅固な法理論に基礎づけられており、とかく軽佻浮薄に陥りやすい現代企業法の姿を常に省みることの重要性を示唆して下さっています。

先生は、学外にあっても、日本私法学会・日本海法学会の理事などを務められ、学会の発展に尽力されました。さらに、社会的には、司法試験考査委員・国家公務員採用総合職試験専門委員などを務められたほか、平成27年から令和3年まで、新型コロナウイルス禍の困難な状況の中で、東京都労働委員会公益委員として、労使紛争事件の解決などに大変に力を尽くされ、大きな社会貢献を果たされました。

先生は、2016年3月をもって本学を退職され、現在は、中央大学法学部教授として教鞭をとっておられます。本来のご定年でありました昨年2021年4月に、一橋大学より先生に名誉教授号が授与されました。そこで、この度、先生にご薫陶を頂きました法学研究科企業法部門一同より、先生の名誉教授称号授与を記念して、特集号を贈呈させて頂くこととなりました。

これまでの御指導に心よりの御礼を申し上げるとともに、先生が引き続きお変わりなくご活躍になられることを執筆者一同心より祈念しております。

執筆者を代表して 高橋真弓